

保険代理店経営者様へ

迫るタイム・リミット！ 委託型募集人 最適な契約形態を選べますか？

◆保険代理店泣かせの保険業法

金融庁による委託型募集人の適正化期限は平成27年3月末ですが、代理店は26年以内に適正化を完了していなければなりません。それまでに「雇用」「派遣」「出向」「役員化」などの中から、自社に最適な契約形態を選択しなければなりません。

会社と保険募集人(使用人)を守る決断の時が近づいています。

◆かわちの社労士にお任せを

社会保険労務士は人事・労務管理の専門家です。かわちの社労士は、保険代理店の皆様と長年かかわってきました。今こそ、お役に立てるときです。お気軽にご相談ください。

社長さん、こんなことでお困りではありませんか？ ☑

- 「正社員」でないと保険商品は販売でけへんのか？
- 「直接雇用」「派遣」「出向」の違いがようわからん！
- 雇用契約書の作成の前に、就業規則がいるのかなあ…
- 給与計算のために人手をかける余裕はあらへん
- 人事・労務のこと気軽に相談できる相手がおったらなあ…



人事・労務管理のことなら かわちの社労士がサポートします

かわちの社労士は、中小企業事業主様のパートナーとして、地域密着型の「身近でお役に立つ」社労士であり続けたいと考えています。開業から2年、お陰様で多くのお客様に巡り合うことができました。

かわちの社労士（代表者）のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市（旧布施市）で生まれ育ちました。東大阪市立楠根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部（教育学専攻）中退。
- 学童保育指導員（二部学生時代）、病院勤務などの職業を経験。
- 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険・社会保険、共済・社会保障などを担当し、相談・実務・講師活動にあたりました。
- 2012年11月 社会保険労務士試験合格。
2013年 1月 社会保険労務士登録、事務所開業。



保険業界とのかかわり

中小業者団体の共済会の事務責任者を務めていたとき、保険業法の改正により、自主共済が存続の危機に。同じ立場の開業医、医療機関、労働組合などと共に行動しました。損保業界の方々とのつながりもできました。社労士開業後も、生保代理店様からお客様の紹介をいただくなど、お世話になっています。

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明
〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

★お気軽にご相談ください★

TEL 06(6784)4556
FAX 06(6785)7113 <http://kawachino.org>

社会保険労務士だから◆◆ すべてOK



労働保険 社会保険

加入・脱退

年度更新

保険料算定

これはキツイわ～

社会保険未加入対策

(雇用・健保・厚生年金)

①社会保険調査を4年一巡で

日本年金機構(年金事務所)は「全加入事業所の社会保険調査を4年で実施する」と発表し、粛々と実行しています。

【東大阪年金事務所の場合】

算定基礎届提出時調査(7月)	7,200件
総合調査(通年、半日かけて)	1,800件
合計	9,000件

②他業界では許可取り消しも

労働者派遣事業では、社会保険未加入を理由に許可更新を取り消された企業も出ています。

へー、そやったんや。ほんで？

社労士に手続きを任せたら

- ① 社労士は労働・社会保険のプロ。ミスなく確実にいきます。
- ② 社長さんが手続きに取られる時間はムダ。経営に専念できます。
- ③ 総務担当者が過重負担では？残業時間を減らせます。

社会保険 ミニ Q&A

Q1. パートや非常勤でも社会保険に加入しなければならないのですか。

A1. 雇用保険は週20時間以上勤務、健保・厚生年金は所定時間の4分の3以上勤務する人が対象になります。

Q2. 「今さら社会保険なんか…。手取りが減るだけ」と嫌がる使用人(募集人)がいます。

A2. 平成27年10月(予定)から年金を10年掛ければ、将来受け取れるようになります。

社会保険は会社が保険料を半分負担してくれるので、使用人さんも安心できる制度です。

雇用保険助成金

計画書・支給申請書の作成・提出は社労士が代行します。就業規則もお任せください！

労働保険事務組合

- ① 社長さんも加入できる
- ② 保険料を年3回に分割納付できる
- ③ 事務の手間が省けます。

〒577-0027

東大阪市新家中町6-7

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

TEL 06(6784)4556

FAX 06(6785)7133

<http://kawachino.org>